

伊達市環境審議会会議録 要 旨

会 議 名 称	平成25年度第2回伊達市環境審議会	
議 題	(1) 平成25年度版伊達市環境白書について	
日 時	平成25年9月26日(木) 14:00～	
場 所	市役所第2庁舎 第1会議室	
出席委員	出席委員10名	
	所管部課名	経済環境部環境衛生課
事務局出席者(経済環境部長・環境衛生課長・環境衛生係長・環境衛生係)		
1. 開 会		
2. 会長挨拶 会長より挨拶		
3. 議 事		
<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度版伊達市環境白書について <ul style="list-style-type: none"> ①基本目標2 誇りに思える【自然環境】を守り育てる 事務局より概要説明 		
○委員	32、33ページで単層林と複層林の所に説明が加わっているので理解しやすくなっています。25ページの2-1-1の施策の目標の中の河川生態系に配慮した総合的な施策の実施を求めていますとは相手は国や道という理解でよろしいですか。	
●事務局	河川に関する事業の際に国や道などが市の建設課等を通じて、市の方に事業に対する意見の聴取がありますので、その中で必要となれば施策目標を基本として検討しています。	
○会長	河川なので道も国も管轄しているところが違うのでそれなりにやっていると思います。	
○委員	森林に関してですが、人工林や自然林とありますが、ほったらかしにより今まで森林ではなかった地域が森林化してしまった地域があると思います。その整備等は市などで考えておられますか。あくまで、民有、国有という限定された部分での森林整備事業ですか。	
●事務局	法的に実施できる所という事になります。荒れて木が生えたという段階では手が出せません。	
○委員	32、33ページに記載されている面積等の実績値がありますが、これは伊達の市有林で行われた事業についての数字が記載されているようです。森林組合の方では一般の民有林の森林についても地主の意向に沿った形で森林整備を進めていますが、放置されているような部分については、分譲地みたいな形で土地所有者が不明なケースが多いです。わかる範囲で事業については森林組合が営業を行っていますが、組合で出来るのはそこまでです。国有林については別途事業を行っています。伊達には道有林はありませんが道有林についても別途事業を行っています。	
○会長	私の経験上ですが、西山がはげ山になっており、市の方にもいろいろ言っております。洞爺湖サミットの時も世界から人が来るのに、はげ山だといろいろ問題があることから関係者に働きかけましたが、非常に難しい問題でした。地主は本州にいたので、我々が仲間内で行ったり、植林するのにもお金がかかり、ボランティアで行うのは並	

大抵のことではなかったです。この事態は他の所でも同じだと思います。高齢化で森林を守る人がいない。難しい問題ですが、置いておくこともできないので気が付いたらお互いに協力が必要ではないかと思います。他にこの点について何かありませんか。

- 委員 この項目で関連することと思いますが、昨年、北海道の条例で水資源条例ができ、伊達市内の水資源とされる土地に網かけを行っていると思います。それらの表記等を行う方が良いと思います。次年度以降それらが公表されてよい物であれば載せてはいかがかと思います。
- 事務局 時期を正確に把握しておりませんが、伊達市の黄金方面と大滝だったと思います。
- 委員 大滝にもあると思いますが、位置が正確には分かりません。
- 事務局 確認しまして、次年度以降載せるかどうかも含め対応致します。

②基本目標3 施策の領域3-1 大気環境と音の環境をさらに充実 事務局より概要説明

- 会長 道路の騒音・振動測定についてはずっと同じ場所ですが、そこで機械を入れて行っているからやっていて、同じ場所では測定できなくて変えることが出来ないのですよね。
- 事務局 測定目的によって変わることはあると思います。伊達市の場合は環境測定として行っていますので、従来からの定点で行って経年変化を見ている形になっています。特に今まで他の点でやるべきであるという話も出てきていません。
- 会長 黄金なのですが、最近東北の震災後、稀府の山から石を取っています。1日15～20台ぐらいが崎守まで運搬をしており、振動がすごいです。今までなかったので環境が変わっています。検査する場所を変えられないのかなと思いました。一時的で難しいとは思いましたが。
- 事務局 難しいです。

③基本目標3 施策の領域3-2 豊かな土壌と水環境の保全 事務局より概要説明

- 委員 教えて頂きたいのですが、アスベストの対策状況と下水道事業の整備状況の地図に大滝区の関連状況がないのですが、該当する事象が無いので記載していないという理解でよろしいですか。
- 事務局 アスベストについては17年度に調査を行っているので合併前だと思います。同じような対応を大滝村時代にもしているか確認します。下水道の方も確認します。
- 委員 43ページに上水道の普及率があるのですが、この数字が年々下がっていますがこのようなことはあるのですか。
- 事務局 資料の方は間違いありませんので確認して次回報告いたします。

④基本目標3 施策の領域3-3 身近な環境の緑化や景観づくり 事務局より概要説明

- 会長 記念樹木の数ですが増えていますよね。
- 事務局 増えています。
- 会長 最初は9カ所ぐらいでした。委員なので全部調べてみましたが赤松の木とかは牧場の真ん中にあり入っていけない所があります。指定をするのもいいのですが、実際市民が見に行けるようにするのもいいのでは。
- 事務局 残すという考えもありますので、必ずしも見に行けるものだけという考えではないです。
- 会長 市の財産を大事に残していくという主旨で指定しているという事ですね。
- 委員 50ページの住環境の確保で3%以上の緑地を設け、地域住民の憩いの場となる

べき緑地を造成していますとありますが、一つの基準で一定の土地面積に対する緑地面積が決まっていると思いますが、伊達市の緑地確保の率はどうなっていますか。

●事務局

全体に対してですか。それとも、開発行為に係る事ですか。

○委員

例えば、居住地の面積に対しての緑地面積の割合を決めている法律とかはありますか。

●事務局

決められている事はないと思います。目標値はあると思います。開発行為も一定の面積以上にならないと網がかからないので、開発行為すれすれでは該当しません。

○委員

一定の基準に基づいて行っているとする、伊達市を見た時の全体の居住面積に対して、どれくらいの緑地があるのかが分かり、他市町や他府県と比べてどうなのかが分かるのかなと思います。

●事務局

正確な数字は分かりませんが、都会の方では意識的に緑地を作っています。伊達市は自然に恵まれているという思いで行っていますので、市街地の緑地率は都会と比べて低くなっていると思います。

○委員

宅建法で3%と決まっているので全国で同じです。日本全国の空き地率という事ではなく、東京であれば都市の何%しなさいと区域指定になっています。地域地域の特色に合わせた法律になっており、宅建法の3%は最低値だと思います。関内地区で100坪の土地に建蔽率60%以上で空き地を残すという形で決まっていますので、土地に対して60%の緑地が残る計算になりますので伊達では大きな緑地率になり、全国に貢献していると思います。ただ、緑地の定義は難しく草と木では環境に及ぼす影響は全く違うので、とりあえず、空き地については緑があることが最低原則で、宅建法の中では芝草を植えることになっている。

4. その他

●事務局

次回の3回目の日程ですが10月9日水曜日午後2時からを行いますので宜しくお願いします。次回の会議までに事務局の方で1回目と2回目の審議内容を踏まえまして答申の案を作成しますので、3回目の会議で答申案について協議、精査していただいて終了と考えております。

○会長

他に何かありませんか。

○委員

次回の答申案に含めてもらいたいことと第1回の会議内容を含めてお願いがあります。第1回の会議においてユーラスエナジーの風力発電の増設について内容と市の関わり方を聞きましたが、説明をして頂けていないと思っています。環境基本条例の12条と13条に関わる環境保全のために24年度に市がどのように対処をしていたのか。また、24年度の答申の項目2の中で風力発電等の情報提供について十分な配慮を願いますと書いてあります。第1回の審議会でも事務局より担当にお聞きくださいと指導を頂きましたが、経済環境部としての意見を教えてください。次回でも構いません。

●事務局

審議会の中で話すべきかを決めてください。個人的なものであれば個人で直接担当とお願いします。

○会長

今の話についてどうですか。

●事務局

前回の審議会の中でも説明しておりますが、ユーラスエナジーの関係は国の環境影響評価で進んでいる事業という事ですので、現在決定しているものではありません。市として白書等で出すのは難しい状態です。このことを踏まえた上で審議をお願いします。

○会長

概略の正式なものが事務局の方に出されていないのですよね。

●事務局

事業が進む前段の段階で進んでいるところです。

○会長

前段の途中で意見は控えるという事ですがどうですか。

○委員

情報の提供はして頂けるという方向でやっていただきたいという要望が審議会の答申の中で出ています。個人的な意見かどうかは、この場において一個人ではありますが、会議の中で個人という断定の仕方ではないと思います。

○委員

前回の事務局の説明で、昨年行われた黄金の説明会は企業から地域住民にしたも

ので、市が主催しているわけではないことが分かりました。今国の方に審査が上がっており市に決定され提示されたものが無いので、提示されるものが出されれば審議会への情報提供もされるべきだと思いますが、無い状況での審議は必要ないと思います。

○委員 風力や太陽光といったエネルギー政策の転換時期の中で脱油、脱原発の流れの中でいい方向として自然エネルギーを使う事になります。国も含めて環境問題について精査している段階だと思います。大枠が決まってから地域の問題になると思い、地域の問題というのは次の段階であると思う。国民としての全体の話なので1地域、審議会ですれに対して言うのはまだその段階ではないと思います。なので、この審議会ではテーマにしない方が良くと思います。

○委員 捕捉しますと、地域住民に対する説明会とは黄金地区に隣接した住民に対する説明ではなく、伊達市民全体の説明会という主旨で開催されています。なので、自分たちが話題の対象ではないという事にはならないと思います。

○委員 建物を建てますという説明会と風力発電が環境に及ぼす影響の説明会とは意味が違っており、建設地という事に対する説明会だったと思います。

○委員 環境影響評価を調べましたから認可してくださいという説明会だったと思います。

○委員 認可をするのは伊達市ではなく国だと思います。国とヒアリングを十分している。大きな風力発電が環境に及ぼすものということと、立地に対することでは段階があると思います。風力発電が建つことが環境にどうなのかという問題なのか、伊達の地域に建つことで伊達の地域がどう変わるかでは問題点が違います。立地の地盤の問題、アクセスの問題、地域の従来風の風の変化などの説明会が地域の説明会であり是非論ではなかったと思います。国が今の段階で適切という事で認可をしているのであれば。

○委員 まだ認可はされていません。入口の影響評価の報告書の審査の段階です。それに対して地元の方や伊達市がどう受け止めているのかという事が同じ場所で考えていき、建設を進めていった方がいいのではと思います。

○会長 経済産業省の環境アセスメントの内容はすごく良いと思います。国がこれだけやっているのものであるので良いと思います。これに反することがあれば問題だと思います。

○委員 昨年の審議会でも簡単に触れましたが、ユーラスエナジーが準備している環境影響評価準備書の内容が不十分ですと言われていました。

○会長 経済産業省でこのチェックをしていますし、市の事務局も国の基準を守っていけば立派な環境アセスメントがあるので安心できると個人的に思います。まだ、国で決定してない段階で審議会に協議するのはどうかと思います。

○委員 経済産業省の勧告の内容について、原子力規制委員会のように今までの内容とは違って厳格に審査する姿勢で行われているのかなとは思いますが。計画に対して経済産業省が判断するというのも一つですが、伊達市の地元に対して住民、行政が見ている事の判断が必要かと思えます。昨年の答申にも次世代エネルギー事業の規模拡大に努めますと言っていますので内容を確認しながら行ってほしいです。

○委員 許認可の中で事業者が国に対して申請を行う際に同意書や合意書で伊達市に係ることはあり得ますか。

●事務局 今までの手続きでは、環境影響評価法の改正前にスタートした事業でした。改正されたことで環境影響評価に対象となった事業です。法の対象になる前から法に準じた手続きを進めていました。その中に準備書段階で地元の意見や道の意見を聴取する機会が設けられており、計画案についても各段階で公表となっております。事業者から地元に対する説明会を行い、その際に地元の意見聴取を段階ごとに行っています。法の中で環境影響評価の内容について決められています。決められた内容については国の審査機関で基準に基づいた意見を業者にぶつけています。そのやり

取りを踏まえて最終的に評価書が出来る予定になっています。

○会長

伊達市としては国のアセスメントの審査を尊重し違反は許さないとします。環境省の環境アセスは非常に厳しいものなので市民も納得できると思います。先に市の基本的な考え方をという事ですが、経済環境省の厳しい基準上のはなかなか出せないと思います。まず出来ていない段階で審議会ですらなく、案件があることだけ理解していただければよいと思います。

○委員

伊達市の意見として述べたことや説明会で出たことに対してユーラスエナジーの対応は伊達市の目線として教えて頂ければと思います。ただし、今計画が固まっていない段階でどうこう言う話ではないとは思いますが、決まった際には審議会に状況提供していただければ伊達市の環境に対する評価ができると思います。もう一つ〇〇委員に質問なのですが、具体的に伊達市の特別な事情や、風土的な問題として国の定める基準に該当しない特別なものがあって不安があることを教えて頂けると判断ができると思います。国が想定していない部分があるのであれば教えて頂いて、審議会ですら話すべきかどうかの判断が出来ればと思います。

○委員

今の話しの前に、環境影響評価の基準が今年の10月から新しくなりました。風力発電の増設の環境影響評価の準備書が出されたのが改正前の9月だったと思います。ギリギリで以前の緩やかな基準に駆け込んだ形です。基本的には当時の準備書は現在稼働中の5基が建設されるときに環境影響評価を引用している部分があります、したがってチェック項目が変わった新しい基準では引っかかっています。基本的には25基の増設で景観などはイメージで出ているが配置が申請の中に出していない。不都合が出た時は動かして考えますという内容でした。今年の説明会の段階でもっと内容が充実されたものが出されていないと不安がありましたので、審議会ですら問いかけをしています。

○委員

古い規制の中で作った計画であり暫定処置的に動いており、新しい規制は及んでいないので、新しい規制で照らし合わせて古い計画も新しい計画に合わせて対応しているかどうかをという事ですね。

○委員

少し違いますか。新しい計画に今の計画があっていないので指摘をしている認識はあるので認可になっていないと思います。本来、法律はその時の法律が生きてくるとします。その原則を外すと議論がずれてきますが、今回は原則を外して新しい基準に合っているものに直してくださいといい方向に改善がされていると思います。業者サイドとしては改正前に申請しているため前の基準で審査してくださいと言ってもおかしくないが、前向きな形で行われているのは、業者も国も非常に健全な形で行われていると思います。実際に認可が下りていないことなので、基になるデータが無い状態で判断することは逆に罪なことだと思います。そのために学者などの専門家が携わっているので市民は委託する形だと思います。非常に良い議論だとは思いますがこの審議会の中で議論することではないかなと思います。環境の審議会の委員に選ばれており非常に関心がありさすがだなと思います。環境アセスメントは多大な費用をかけて環境のコンサルティングをしなければ国が認可をしないシステムはいい方向に改善されてきていると思います。風力発電も前向きにとらえるのと後ろ向きに捉える事では議論が180°変わってしまうのでそのへんはどうなりますか。風力発電は良いが心配なので見守りましょうということと、不安があるから認められないという意見では全く違うので、その部分については個人で精査し判断しなければいけないと思います。

○委員

私がたまたま経済産業省の基準を見る機会がありましたので、審議員のみなさんにはお見せしていませんが、会長には意見を聞きたい、また進行に役立てばと思ってお渡ししてました。みなさんが広く中身を知る機会が持てるような情報を出してもらいたいという思いはあります。専門家が考えるだろうという事ですが、いろいろなケースでかつて専門家が判断したことが違っていただけもあるのもので、専門家だけではなくて一人一人の気持ちから出てくるものが問題解決の手掛かりになると思います。私が基本どういう気持ちで環境の事を考えているかという事でしたが環境審議会に初めて来ました時に伊達火力発電の問題で取り組んできたものと紹介をさせていただきました。今の専門家の人の判断が想定とは違っていただけという

事は不幸にも見てきました。繰り返されないよう、伊達市は環境がいいともっと永く誇れるように考えています。

○会長

一般的に風力発電の問題点は電磁波、音、渡り鳥の問題が常識だと思いますが、経済産業省の項目には昆虫類の虫の事まで調べて報告し記載しなさいと書いてあるのですごいことだなと思います。これなら任せられる信頼できると感じました。

○委員

23年度の答申3に原子力発電に関する情報及び放射性物質の環境への影響等に関する情報提供ということが出ておりますが、この件に関して提供していただく事があればお願いします。

●事務局

昨年と同じような話をしましたが、市の方から審議会へ情報提供が必要な事案はありませんでしたのでご了承願います。

○会長

第2回の審議会をこれで終わります。